団体総合生活補償保険「医療型」の保険請求について

この度の新型コロナウィルス感染症に罹患された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、あいおいニッセイ同和損保㈱では2020年4月より、新型コロナウィルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、「入院」として取扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特例取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しており、2022年9月26日以降は、重症化リスクの高い方(※)に限り、「みなし入院」の取扱いを継続しています。

今般、政府より、2023年5月8日以降、新型コロナの感染症法上の位置づけが「五類感染症」となる旨が公表されたこと等を踏まえ、新型コロナについて入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に新型コロナと診断された場合の「みなし入院」の取扱いが終了となります。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナと診断された方へのお支払いは、重症化リスクの高い方(※)に限り「みなし入院」の取扱いをいたします。

＜参考＞　新型コロナウィルス感染症と診断された場合のお支払い対象範囲

ケース／診断日		2022年9月25日以前	2022年9月26日以降 2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
入院された場合 （約款における取扱い）		○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊施設や自宅で療養された場合 （特例取扱い）	下記①～④の重症化リスクの高い方(※)	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

（※）　重症化リスクの高い方

2022年9月26日以降に新型コロナウィルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で療養された方のうち、次の**「重症化リスクの高い方」**

① 65才以上の方　② 入院を要する方　③ 重症化リスクがあり、新型コロナウィルス治療薬の投与または新型コロナウィルス罹患により酸素投与が必要な方　④ 妊婦の方

＜約款上の「入院」の定義＞

用語	説明
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

被保険者が新型コロナウィルスに感染した場合の取扱いについて

＜2022年9月25日までに新型コロナウィルス感染症と診断された場合＞

新型コロナウィルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合においても、入院したもの（「みなし入院」）として取扱い、入院保険金等のお支払い対象とします。

★保険事故が発生した場合には、あいおいニッセイ同和損保㈱へ事故報告のうえご相談ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

０１２０－９８５－０２４（無料）

● 受付時間　24時間365日　　● ＩＰ電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

＜2022年9月26日以降2023年5月7日までに新型コロナウィルス感染症と診断された場合＞

「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象については以下のとおりとなります。

以下にあてはまらない方で、宿泊施設や自宅にて療養された場合については入院保険金等のお支払い対象外となります。

【「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象】

2022年9月26日以降2023年5月7日までに新型コロナウィルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で療養をされた方のうち、次の「重症化リスクの高い方」

① 65才以上の方

② 入院を要する方

③ 重症化リスクがあり、新型コロナウィルス治療薬の投与または新型コロナウィルス罹患により酸素投与が必要な方

④ 妊婦の方

＜2023年5月8日以降に新型コロナウィルス感染症と診断された場合＞

「みなし入院」の特例取扱いは終了となり、入院された場合（上記約款における取扱い）のみとなります。